（報告の徴収）

第七条　政府は、この法律の施行に必要な限度において、補償契約の相手方である展覧会の主催者に対し、当該展覧会の実施状況について報告を求めることができる。

（時効）

第八条　補償金の支払を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。

（残存物代位）

第九条　政府は、対象美術品の全部が滅失した場合において、補償金を支払ったときは、当該補償金の額の約定評価額に対する割合に応じて、当該対象美術品に関してその所有者が有する所有権その他の物権について当然に当該所有者に代位する。

（請求権代位）

第十条　政府は、補償金を支払ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、補償対象損害が生じたことにより対象美術品の所有者が取得する債権（第二号において「所有者取得債権」という。）について当然に当該所有者に代位する。

一　政府が支払った補償金の額

二　所有者取得債権の額

（補償契約の解除）

第十一条　政府は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、将来に向かって補償契約を解除することができる。

一　当該補償契約に係る展覧会が第三条第二項に規定する要件を満たさなくなったとき。

二　当該補償契約の相手方である展覧会の主催者が次のいずれかに該当するとき。

イ　第三条第三項に規定する要件を満たさなくなったとき。

ロ　第六条の規定に違反したとき。

ハ　第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ニ　当該補償契約の条項に違反したとき。

（業務の管掌）

第十二条　この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

2　文部科学大臣は、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

（業務の委託）

第十三条　文部科学大臣は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等に委託することができる。

（文部科学省令への委任）

第十四条　この法律に定めるもののほか、補償契約の締結の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（文部科学省設置法の一部改正）

3　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第五号中「第七条第三項」の下に「、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第十二条第三項」を加える。

財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
内閣総理大臣　菅　**直**人

省　令

○国土交通省令第三十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条の三の規定に基づき、測量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月四日

国土交通大臣　大畠　章宏

測量法施行規則の一部を改正する省令

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第十二添付書類その中「建設仮勘定　××××」を「建設仮勘定　××××」に、「完成測量補償引当金」を「・・・引当金」に改め、同表添付書類その記載要領5中「流動資産」、「固定資産」、「流動負債」及び「固定負債」を「流動資産、固定資産、流動負債及び固定負債」に改め、同表添付書類その記載要領6中「流動資産」又は「固定資産」を「流動資産又は固定資産」に改め、同表添付書類その記載要領8を記載要領9とし、記載要領7の次に次のように加える。

8　「・・・引当金」には、完成測量補償引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。

別表第十二添付書類中「受取利息及び配当金」を「受取利息及び配当金」に改め、記載要領の前に注として次のように加える。

注　工事進行基準による完成測量高

別表第十二添付書類記載要領5中「兼業事業」を「兼業事業」に改め、同表添付書類記載要領6中「販売費及び一般管理費」を「販売費及び一般管理費」に改め、同表添付書類記載要領7中「営業外収益」を「営業外収益」に、「営業外費用」を「営業外費用」に改め、同表添付書類記載要領に次のように加える。

8　注は、工事進行基準による完成測量高が「完成測量高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。

別表第十二貸借対照表中「土　地　××××」を「土　地　××××」に、「リース資産　減価償却累計額　△×××　××××」を「リース資産　減価償却累計額　△×××　××××」に、「借地権　×××」を「借地権　×××」に、「のれん　×××」を「のれん　×××」に、「長期貸付金　××××」を「長期貸付金　××××」に、「長期貸付金　破産更生債権等　××××」を「長期貸付金　破産更生債権等　××××」に、「新株発行費　××××」を「株式交付費　××××」に、「社債発行費　××××」を「社債発行費　××××」に、「社債発行差金　××××」を「社債発行差金　××××」に、「繰延税金資産　××××」を「繰延税金資産　××××」に、「短期借入金　××××」を「短期借入金　××××」に、「リース債務　××××」を「リース債務　××××」に、「未払法人税等　××××」を「未払法人税等　××××」に、「修繕引当金　××××」を「修繕引当金　××××」に、「完成測量補償引当金　××××」を「・・・引当金　××××」に改め、記載要領3に次のただし書を加える。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

別表第十二貸借対照表記載要領5を次のように改める。

5　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

別表第十二貸借対照表記載要領18中「その他利益剰余金」又は「利益剰余金合計」を「その他利益剰余金又は利益剰余金合計」に改め、同表貸借対照表中記載要領18を記載要領20とし、同表貸借対照表記載要領17中「資本剰余金」及び「利益剰余金」を「資本剰余金及び利益剰余金」に改め、同表貸借対照表中記載要領17を記載要領19とし、記載要領16を記載要領18とし、同表貸借対照表記載要領15中「投資その他の資産」を「投資その他の資産」に改め、同表貸借対照表記載要領15を記載要領17とし、記載要領14を記載要領16とし、記載要領13を記載要領14とし、記載要領14の次に次のように加える。

15　「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。